

南富良野町防災行政無線整備工事  
要求水準書

令和8年6月

南富良野町

# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	2
第1条 要求水準書の位置づけ .....	2
第2条 創意工夫 .....	2
第3条 地域貢献 .....	2
第4条 本業務における規格及び法令 .....	2
第5条 本業務による整備計画 .....	3
第6条 契約工期 .....	3
第7条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事 .....	3
<b>第2章 共通指定事項</b> .....	3
第8条 全般 .....	3
<b>3章 システムの要求水準</b> .....	4
第9条 全般 .....	4
第10条 親局設備 .....	5
第11条 遠隔制御装置設備（高機能型遠隔制御装置） .....	8
第12条 屋外拡声子局設備 .....	8
第13条 戸別受信機 .....	9
第14条 タブレット情報表示装置 .....	10
第15条 防災アプリ .....	10
<b>第4章 工事の要求水準</b> .....	10
第16条 施工計画 .....	10
第17条 施工管理 .....	11
第18条 安全管理 .....	11
第19条 緊急の措置 .....	11
第20条 使用材料 .....	12
第21条 ケーブル配線 .....	12
<b>第5章 保守の要求水準</b> .....	12
第22条 定期点検（年1回） .....	12
第23条 保守体制・緊急時の対応 .....	12
第24条 その他 .....	12
<b>第6章 提出書類</b> .....	12
第25条 施工関係図書 .....	12
第26条 各種手続き .....	13
第27条 完成図書 .....	13
第28条 業務写真 .....	13

別紙1：機器構成表

別紙2：システム系統図

## 第1章 総 則

### 第1条 要求水準書の位置づけ

南富良野町防災行政無線整備工事要求水準書（以下「本書」という。）は、南富良野町（以下「発注者」という。）が行う 60MHz 帯防災行政無線同報系を主体とした防災情報システムの整備に関する施工について、プロポーザル方式で事業者から提案を求めるに当たり、発注者が要求する水準を示し、技術提案における具体的な指針を与えるものである。

なお、本書は、発注者が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

### 第2条 創意工夫

技術提案においては、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案や長期安定稼働に寄与する提案を期待する。

また、将来的な増設や改造等が平易に行える構造とすること。本プロポーザルの目的に矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。

### 第3条 地域貢献

工事の施工にあたっては、町内業者の活用について考慮すること。

### 第4条 本業務における規格及び法令

- ① 電波法及び関係施行令 規則、告示
- ② 有線電気通信法及び関係施行令 規則、告示
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 公共建築工事標準仕様書（電気工事編）
- ⑤ 電気通信設備工事共通仕様書
- ⑥ （一社）電波産業会市町村同報通信システム標準規格（ARIB STD-T115 最新版）
- ⑦ 建築基準法
- ⑧ 道路法、道路交通法
- ⑨ 日本産業規格（JIS）
- ⑩ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ⑪ 日本技術標準規格（JES）
- ⑫ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑬ 日本電子機械工業会規格（EIAJ）
- ⑭ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針
- ⑮ 南富良野町諸規則
- ⑯ その他関係法令、条例、規則等

## 第5条 本業務による整備計画

整備計画の数量は別紙1に示す。ただし、これを上回る提案についてはこの限りではない。

## 第6条 契約工期

本契約の日から令和9年3月31日（水）まで

## 第7条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- ① 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、受注者は発注者が示した契約期間内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者などを配置することを要しない。ただし、資材の搬入、仮設物設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- ② 発注者が示す工事の始期は、本工事に係る契約日とする。

- ③ 発注者が示す工事の終期は、令和9年3月31日（水）とする。

なお、工事期間には試用期間を含むものとし、その期間は概ね1ヵ月以上とする。

- ④ 受注者は、工事の始期後、施工方法が確定した時に施工計画書を発注者に提出するものとする。

- ⑤ 受注者は、コリンズ(CORINS)への登録については、工事の始期後速やかに登録するものとする。

- ⑥ 受注者は、工事の始期後に速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納届出書を発注者に提出するものとする。

- ⑦ 受注者は、工事の着手までに現場代理人等通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

## 第2章 共通指定事項

### 第8条 全般

設計に当たっては、装置が最適な構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。

#### ① 設計の原則

- ・運用に際し、発注者において最適な機能を有するものであること。
- ・操作性・視認性が良いこと。
- ・堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであること。
- ・維持管理が経済的に行えるものであること。
- ・保守及び点検が容易に行える構造で、これらに際して危険のない構造であること。
- ・外部システムとの連携や接続においては、セキュリティを考慮したネットワーク設計を行うこと。

## ② 環境条件

- ・提案する装置は、屋内外それぞれの設置環境において性能規格を満足するものであること。
- ・風雪害、雷害及び直射日光に対し支障がないこと。
- ・屋外に設置する設備は、 $-30^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$ にて異常なく動作すること。
- ・屋外に設置する設備は、瞬間最大風速 60m/sec に耐えること。

## ③ 電氣的条件

- ・電源電圧は、機器定格電圧の変動範囲 10%内で正常に動作すること。
- ・電気回路には、落雷等過電圧に対する保護装置又は保護回路が設けられること。

## ④ 使用部材の条件

使用する部品、材料はすべて新品、良品を使用すること。

## ⑤ 銘板表示

- ・各機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社名を銘板として表示すること。
- ・各機器の入出力端子、調整箇所及び部品等には、書類又は図面と対照して容易に判別出来るよう、標識を付加すること。
- ・取扱上特に注意を要する箇所には、容易に識別可能な色により、その旨を表示すること。

## ⑥ 電波伝搬状況の確認

本整備に関して十分に調査検討を行うとともに、必要に応じ電波伝搬の確認を行い、使用機器における自社基準及び電波法関連審査基準に掲げる基準等を基に、システム運用に支障がない回線構成を実現すること。なお、必要に応じて電波実験の実施、北海道総合通信局及びその他関係機関と協議を行うこと。

## ⑦ 全体システムの機器調整及び動作確認

本システムは、非常災害時における住民の安全を確保するための重要な社会インフラである点から、発注者と綿密に協議を行うこと。

## ⑧ その他

発注者の現状を踏まえて、必要な機能について提案すること。その際、将来的な拡張性についても検討すること。

## 3章 システムの要求水準

### 第9条 全般

本項では、発注者が最低限必要とする装置及び機器仕様について明記しているが、仕様を満足するための装置構成については提案者によるものとする。

また、システム運用に必要な電源装置、空中線系装置、ネットワーク機器等やセキュリティ対策に必要な装置などを含めて整備を行い、提案システムが最大限の性能を発揮できるシステム整備を行うこと。

なお、インターネット回線を新規で構築し、インターネット経由でシステム連携するのは、システム構築に伴うセキュリティ対策について、情報管理部門と協議を行い発注者のセキュリティポリシーに添った対策を行うこと。

#### 整備規模

設 備 名	整備規模	備 考
親局設備	1 式	富良野消防署南富良野支署
遠隔制御装置設備	1 式	南富良野町役場
屋外拡声子局設備	2 局	道の駅南ふらの、かなやま湖畔キャンプ場
戸別受信機	400 台	幾寅地区区
タブレット情報表示装置	200 台	親局から電波が届かない集落に配布

※ただし、戸別受信機、タブレットの数量確定は住民への説明会及び設置希望調査終了後とする。(概ね10月以降)【数量に変動がある場合設計変更で対応予定】

#### 第10条 親局設備

親局設備は、富良野消防署南富良野支署に設置する。操作卓、自動プログラム送出装置、ミュージックチャイム、音源部、電子サイレン送出部、被遠隔制御部、自動通信記録装置、地図表示盤、電話自動応答装置、J-ALERT 装置、情報配信装置、電源装置等を設置する。

また、親局設備の遠隔制御及び放送を可能とする、遠隔制御装置を南富良野町役場に整備する。

##### ① デジタル無線送受信装置 (QPSK ナロー)

- ・60MHz 帯のデジタル同報1波を使用した QPSK ナロー方式の無線送受信装置であること。
- ・現用予備の2台方式とし、現用機に障害が発生した場合は自動的に予備機に切替ること。
- ・操作卓障害時における非常機能として、本装置より一括及びサイレン放送が行えること。
- ・マルチパス対策として自動等化器が実装されていること。
- ・最大送信出力は10W以下とし、送信出力は北海道総合通信局から指定された値とすること。
- ・送信機能の保全確認のため、現用系と予備系の異常監視を行えること。
- ・本装置は ARIB STD-T115 の定める技術基準に適合する性能を持つこと。

##### ② 操作卓

- ・表示部、操作部 (音声調整部、音声合成部等)、制御部 (選択呼出部、時差放送部、

自動時刻補正部等) で構成され、手動放送、自動放送、屋外拡声子局の状態監視が行えること。

- ・緊急一括・一括・グループ呼出・個別放送が可能であること、また、時差による放送機能が利用できること。
- ・操作部は、タッチパネル、ハードスイッチどちらでも操作できること。
- ・音声合成機能を備えることを基本とし、必要に応じて追加及び変更できること。また、入力したテキストを音声に変換し放送できること。
- ・自動通報時刻の精度向上のための自動時刻補正部を備え、操作卓の内蔵時計を電波時計等により自動修正できること。

### ③ 自動プログラム送出装置

- ・親局よりプログラムされた通報内容を自動的に送信できること。
- ・プログラムは、500 番組（放送プログラム）以上を登録保持できること。
- ・自動放送中において、操作卓より統制又は緊急一括放送がかかった場合は、自動放送を中止すること。
- ・音声直接登録及び音声合成装置による音源を自動放送予約として登録可能なこと。
- ・プログラムを効率よく管理するため、日表示／月表示／時刻表示等が行えること。

### ④ ミュージックチャイム

- ・電子式のチャイムであり、8 曲以上実装（曲目は別途指定）できること。

### ⑤ 音源部

- ・自動プログラム放送に使用する音源の編集が行えること。
- ・自動プログラム放送装置へ登録が行えること。

### ⑥ 被遠隔制御部

- ・親局から離れた場所に設置する遠隔制御装置の各種制御を中継できること。
- ・遠隔制御装置の接続は将来増設可能な構造であること。

### ⑦ 状態監視装置

- ・アンサーバック局の状態監視（放送動作起動・機器故障・停電状態）ができること。

### ⑧ 自動通信記録装置（プリンタを含む）

- ・親局の運用状況を自動記録し、日報・月報処理等を行い、業務日誌の作成ができること。

### ⑨ 自動電話応答装置

- ・操作卓、遠隔制御装置から放送した内容を自動録音し、外部から特定専用電話番号をかけると録音された内容が再生されること。
- ・録音時間は 300 分以上、録音件数は 20 件以上、接続回線数は 4 回線以上とすること。

### ⑩ J-ALERT 装置（全国瞬時警報システム）

- ・新規格 J-ALERT 受信機、表示モニタ、表示モニタ用 PC 及び自動起動装置を整備し、

防災行政無線と連動し自動放送を行えること。

- ・パラボラアンテナは、口径 75cm 型以上で、融雪装置付きとすること。

⑪ 空中線 1

- ・60MHz 帯の電波を送受信するスリーブ型空中線を整備し、送信及び受信ができること。

⑫ 空中線フィルタ

- ・自局送信波の廻り込みによる障害及び近接無線局周波数との相互干渉を防ぐため、挿入損失の優れた濾波器（バンドパス）を整備すること。

⑬ 同軸避雷器

- ・空中線と無線送受信装置との間に挿入し、誘電雷による無線機への被害を防止できること。
- ・1/4 波長ショートスタブ型であること。

⑭ 電源装置

- ・無線送受信装置・操作卓への安定した電源供給を行うこと。また停電時は内部蓄電池により 1 時間以上（送信 5 分、待ち受け 55 分）の停電補償が可能であること。
- ・蓄電池は長寿命型またはリチウムイオンを採用し、ライフサイクルコストを低減すること。

⑮ 防災情報自動配信装置

- ・操作卓と防災情報自動配信装置を連携することで「防災行政無線」「緊急速報メール」「登録制メール」「ホームページ」「Yahoo 防災速報」「SNS」「電話応答装置」「防災アプリ等」に、情報を一括配信ができること。

なお、ASP を利用する場合も同様とする。

- ・放送内容に応じて連携するメディアを任意に選択し、配信ができること。
- ・インターネットの接続に伴いネットワーク設備を具備していること。
- ・情報セキュリティ対策を目的にファイアウォールを具備していること。

⑯ 高機能地図表示盤

- ・23 型（LCD）以上の表示盤を新設すること。
- ・設置場所は南富良野町役場とする。
- ・親局が放送する対象局が点灯表示できること。
- ・アンサーバック局のアラームを表示できること。
- ・拡大表示ができること。

⑰ 光メディアコンバータ設備

- ・富良野消防署南富良野支署及び南富良野町役場の 2 箇所を整備すること。
- ・富良野消防署南富良野支署に整備する操作卓と南富良野町役場に整備する遠隔制御装置に接続すること。

⑱ 空中線柱（屋外自立型）

- ・地上高 14.9m の鋼管柱で高強度のものであること。

第 11 条 遠隔制御装置設備（高機能型遠隔制御装置）

遠隔制御装置を南富良野町役場に設置すること。

光回線を新たに敷設し、操作卓と連携することで、以下の機能を実現可能とすること。

- ・卓上型構造とし、緊急一括・一括・グループ放送が可能であること。
- ・文字入力機能を具備し、防災行政無線設備を経由しメール配信ができること。
- ・音声放送を迅速に行うことを目的に、簡易な操作方法で行えること。
- ・放送地区の選定は町・字まで、ボタン操作（キーボード及びタッチパネルどちらも可）で選定が可能であること、また、定型文を事前に登録し、ボタン操作にて放送できること。
- ・電子チャイムとマイクによる放送ができること。
- ・肉声放送に加え音声合成放送もできること。
- ・時差放送機能は、操作卓にて設定されたものが遠隔制御できること。
- ・自動プログラム登録機能を有していること。
- ・停電時は、内蔵の蓄電池または無停電電源装置により 1 時間以上支障なく運用が行えること。
- ・蓄電池は長寿命型又はリチウムイオンを採用し、ライフサイクルコストを低減すること。

第 12 条 屋外拡声子局設備

① 屋外拡声局

- ・屋外拡声子局は 2 局共にアンサーバック局とし整備すること。
- ・親局からの監視要求に対して自局の状態を返送することができること。
- ・送信出力は、1W 以下（北海道総合通信局の指定による）。
- ・親局からの緊急一括・一括・グループ・個別・時差の選択放送に対応可能であること。
- ・拡声増幅器の出力は調整可能とするが、緊急一斉または強制音量の信号を受信した場合は調整ボリュームの設定値に関わらず最大音量になること。また、通報終了後は自動で設定音量に戻ることに。
- ・自局放送（電子サイレン吹鳴及び拡声放送）を行えること。
- ・停電の際も使用できるよう蓄電池を備え、5 分間放送を行い 55 分待機の状態でも 72 時間以上使用できること。（蓄電池は長寿命タイプとすること）
- ・-30℃でも動作保証が可能なことを目的に、装置内にヒータを具備すること。
- ・本体若しくは測定器等を接続することによって、親局無線送受信装置からの BER 測定信号を受信し、BER（符号誤り率）及び RSSI（受信信号強度）が測定できること。
- ・屋外装柱設置が可能な防滴構造とし、施錠できること。

- ・塗装色は受注後の協議事項とする。

② 追加増幅装置

- ・標準増幅装置（120W）に出力増加が必要になった場合に、240Wまで増幅できること。
- ・屋外装柱設置が可能な防滴構造とし、施錠できること。
- ・塗装色は、受注後の協議事項とすること。

③ 電源接続箱

- ・電源接続箱は、雷サージの電圧・電流の双方を減衰できる多段方式SPDを内蔵し、耐雷性能を向上させ無線機への被害を防止できること。
- ・オートリセットブレーカを具備し、自動復帰することができること。
- ・屋外装柱設置が可能な防滴構造とし、施錠できること。
- ・塗装色は受注後の協議事項とする。

④ 高性能スピーカ

- ・定格入力 60W
- ・出力音圧 115.5dB 以上
- ・想定スピーカ TOA：スリム 60W、UNI：8連 60W、ノボル：8連：60W
- ・塗装色は受注後の協議事項とする。

⑤ 空中線 2

- ・60MHz 帯の電波を送受信する 3 素子八木型であること。

⑥ 空中線 3

- ・60MHz 帯の電波を送受信する 5 素子八木型であること。

⑦ 同軸避雷器

- ・空中線と無線送受信装置との間に挿入し、誘電雷による無線機への被害を防止できること。
- ・1/4 波長ショートスタブ型であること。

⑧ 空中線柱（屋外自立型）

- ・地上高 14.9m の鋼管柱で高強度のものであること。

## 第 13 条 戸別受信機

① 戸別受信装置

- ・被選択受信の機能は親局からの緊急一括・一括・グループ・個別に区分され、それぞれに応じて動作する機能を有すること。
- ・スピーカの音量は調整可能なこと。ただし、緊急一括または戸別音量最大の信号を受信した場合は最大音量になること。
- ・録音機能を有し、通報を自動録音し、通報終了後に最新の通報から順次再生確認できること。なお、録音時間は 60 分以上とする。

- ・親局からの電子サイレン、チャイム等も放送できること。
- ・グループ、群番号等の選局番号書き換えが無線回線を介してできること。
- ・通常時はAC100V（50/60Hz）を使用し、停電補償は72時間とし、停電時及び電池電圧降下時にはLED表示又は音声メッセージ等による警報が行えること。
- ・付属のロッドアンテナでの受信が困難な地域では、外部空中線（ダイポール型または3素子八木型）を使用すること。

② 空中線 4

- ・60MHz帯の電波を受信するダイポール型であること。

③ 空中線 5

- ・60MHz帯の電波を受信する3素子八木型であること。

第14条 タブレット情報表示装置

- ・携帯電話網（LTE回線）を利用し、自治体が配信した防災情報（音声・文字情報）を受信できること。
- ・防災情報はプッシュ通知が可能であること。
- ・音声読み上げ機能を具備すること。
- ・SIMは、整備する地区のサービスエリアを考慮し変更できること。
- ・防災情報表示専用機とするため、アプリのダウンロードが制限できること。

第15条 防災アプリ

- ・防災無線と自動連携し、住民のスマートフォンへ防災情報（音声・文字情報）を伝達することが可能であること。
- ・アプリの強制起動プログラムが構築されていること。
- ・プッシュ通知が可能であること。
- ・操作卓と連携することで、配信エリアの設定や配信情報の編集ができること。
- ・利用台数は、1,000台以上を想定すること。

第4章 工事の要求水準

以下の内容に従い施工を行うこと。

第16条 施工計画

- ① 施工計画は、手順、工程管理、工法安全対策その他の全般的計画であり、監督職員との打合せ、現地調査、関連業者との連絡などを十分に行い、施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出することとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出すること。
- ② 施工前に、機器配置図、施工図及び監督職員から指示された資料をあらかじめ提出し、発注者の承諾を得ること。
- ③ 発注者から示された以外でも施工上必要とする用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ確保すること。
- ④ 施工上必要な機械、材料等は、貸与又は支給されるもの以外は、全て提案者の負担

とすること。

#### 第 17 条 施工管理

- ① 施工計画に基づき期間内に完了するように行うこと。
- ② 本施工に関わる法令、法規等を遵守して、施工の円滑な進展を図ること。
- ③ 本施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。
- ④ 本仕様書等で指定され、又は予め指示した箇所については、監督職員の検測又は確認を受けること。
- ⑤ 休日、夜間等通常の勤務時間外に作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うこと。
- ⑥ 監督職員と行った主要な協議事項等は、打合せ記録簿を作成し相互に確認すること。貸与品及び支給品の受払い状況を記録・管理すること。
- ⑦ 施工にあたり周波数の内示協議を行う必要があるため、北海道総合通信局との協議に際し、資料の作成、同行を行うこと。
- ⑧ 住民への説明会にあたり資料の作成、同行し概要説明、機能説明等、町の求めに応じて対応すること。

#### 第 18 条 安全管理

- ① 工事用機械は、日常点検・定期点検等を確実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めなければならない。
- ② 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
- ③ 火気の取扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器等を配備しておくこと。
- ④ 施工場所の状況に応じて交通整理員を配置し、交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めなければならない。
- ⑤ 電気、ガス、水道等の施設に近傍して作業を行う場合は、予め当該施設管理者と打合せ、必要であればその立会を求めて行うこと。
- ⑥ 毎日の朝礼時に、作業員の健康管理に努めなければならない。
- ⑦ 安全体制表を作成し、有事の際は、その体制表に従い然るべき処置を講じなければならない。
- ⑧ 安全衛生責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について、作業員に対し周知徹底しなければならない。

#### 第 19 条 緊急の措置

- ① 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。
- ② 設備事故が生じた場合は、事故拡大の防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者に報告し、迅速な復旧に努めなければならない。

## 第20条 使用材料

- ① 取付金具は、防食・強度を考慮した堅牢なものとする。
- ② 取付金具を構成する材料は、JIS規格品又はこれに準ずるものとする。
- ③ EM電線及びEMケーブルの外装については、耐紫外線性能を有するものとする。
- ④ ケーブル及びケーブル保護パイプ取付用のステンレスバンドは、SUS304以上の防錆効果があるものとする。

## 第21条 ケーブル配線

ケーブルは、外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、各法令・基準等に基づき確実に行うこと。

- ① ケーブルの曲率半径は、使用ケーブルの許容率以上を確保し、ケーブル損傷を未然に防ぐこと。
- ② ケーブルの取付けは、十分な強度で支持すること。
- ③ ケーブルの接続は、接続部に張力がかからないよう、適度の余裕を保持し、防水に注意して行うこと。
- ④ 電力線の引込み、電力線配線等は、各法令・基準等により確実に行うこと。
- ⑤ 電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具により保護すること。
- ⑥ 電線、ケーブル等の端末処理は、適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し、確実に行うこととする。

## 第5章 保守の要求水準

### 第22条 定期点検（年1回）

対象装置は、親局設備、遠隔制御装置、屋外子局設備（支持柱含む）とする。

### 第23条 保守体制・緊急時の対応

- ① 24時間365日受付対応が可能であること。
- ② 駆けつけ対応（2時間以内）
- ③ 町からの問い合わせ等には柔軟に対応すること。

### 第24条 その他

機器納入後10年間、安定して部品を供給できること。

## 第6章 提出書類

### 第25条 施工関係図書

契約後速やかに下記の図書を発注者に提出し承諾を受けること。

- ① 業務計画書
- ② 工程表
- ③ 承諾図
- ④ その他必要書類

#### 第 26 条 各種手続き

本工事に必要な関係官庁への申請書、又は届け出図書を速やかに作成すること。

#### 第 27 条 完成図書

竣工検査合格後速やかに、次の図書を一括ファイルし、完成図書として発注者に提出すること。

- ① 承諾を求めた全ての図書
- ② 検査成績書
- ③ 取扱説明書
- ④ 工事写真
- ⑤ パンフレット（必要数）

#### 第 28 条 業務写真

##### ① 撮影箇所

完成後、機器設置や配線工事等で、隠蔽又は形状等が変更される箇所は、工事写真（名称、日時、寸法等が確認出来ること）を撮影し、業種、日時等ごとに整理して監督職員に提出すること。

##### ② 完成写真

完成後、納入した各設備の竣工写真を提出すること。

別紙1 機器構成表

1. 親局設備

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	デジタル無線送受信装置	60MHz帯・デジタル無線方式	1	現用・予備構成
2	操作卓	操作部、選択呼出、時差放送、自動放送等	1	
3	自動プログラム送出装置	500番組以上	1	
4	ミュージックチャイム	8曲以上	1	
5	音源部	放送音源編集機能付き	1	
6	被遠隔制御部		1	
7	状態監視装置	アラーム監視	1	
8	自動通信記録装置		1	
9	自動電話応答装置		1	
10	J-ALERT装置	自動起動装置	1	
11	空中線 1	60MHz帯・スリーブ型	1	
12	空中線フィルタ	60MHz帯・バンドパス型	1	
13	同軸避雷器	60MHz帯・ショートスタブ型	1	
14	電源設備	1時間以上	1	
15	防災情報自動配信装置	ネットワーク機器 ルータ、FW	1	
16	高機能型地図表示盤	23型(LCD)	1	南富良野町役場
17	光メディアコンバータ		2	
18	空中線柱	内部通線加工 足場ボルト 底板を含む屋外自立型	1	高強度型

2. 遠隔制御装置設備

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	遠隔制御装置		1	

### 3. 屋外拡声子局装置設備

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	屋外受信拡声装置	120W・アンサーバック機能有り	2	停電補償 72 時間
2	追加増幅装置	標準増幅器+120W	2	
3	電源接続箱	多段方式 (クラスⅡ及びⅢ)	2	
4	高性能スピーカ	60W	8	
5	空中線 2	60MHz 帯 5 素子八木型	2	
6	同軸避雷器	60MHz 帯・ショートスタブ型	2	
7	空中線柱	内部通線加工 足場ボルト 底板を含む屋外自立型	2	高強度型
8	電源設備	72 時間以上	2	

### 4. 戸別受信機設備

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	戸別受信機	標準仕様	400	
2	空中線 4	60MHz 帯・ダイポール型 (受信用)	150	
3	空中線 5	60MHz 帯・3 素子八木型 (受信用)	50	柱込み

### 5. タブレット型情報表示装置

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	タブレット型情報表示装置		200	

### 6. 防災アプリ

No	機器名称	仕様	数量	備考
1	防災アプリ		1	

# 別紙2 システム構成図

【 消防署南富良野支署】

